

飯山市告示 第 38 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 24 年 3 月 30 日

飯山市長 足 立 正 則

1 都市計画の種類及び名称
飯山都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域
(1) 用途地域を変更する区域

平成 20 年 5 月 15 日飯山市告示第 54 号で定めた土地の区域のうち、飯山市大字飯山字田中及び字舂之浦の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所
飯山市役所 まちづくり課